資料３

# グリーフケアに係る取組

## 背景

○**グリーフケア**とは、**大切な人が亡くなったことなどによる喪失感・悲嘆（グリーフ）を抱える人に対して、**
その声に耳を傾け、寄り添い、そのプロセスを見守ることで**その人の回復や成長を支援する**こと

○厚生労働省は、流産や死産を経験した女性等への支援について、区市町村に対し、母子保健施策の実施の際には、
流産や死産を経験した女性を含め、**きめ細かな支援を行うための体制整備に努めるよう通知**
（令和３年５月31日付厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について」）

○都のCDR事業における多機関検証ワーキンググループで、**遺族へのグリーフケアの必要性について議論**

○都では、**赤ちゃんを亡くした家族のために、専門職やビフレンダーによる電話相談を実施**
相談日時：毎週金曜日　午前９時～午後４時

## 令和８年度の取組：グリーフケア体制整備事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業）

以下の取組を行う**区市町村に対し、都が補助を実施**することで体制整備を推進（**補助率：1/2**）

**①専門相談体制整備　　（補助基準額： 1自治体あたり 3,110千円）**
グリーフケアに関する専門相談窓口等の設置に係る人件費や委託料を補助する

**②グリーフケアに関する普及啓発　（補助基準額： 1自治体あたり 1,000千円）**
ホームページの作成やリーフレットの作成・配布等、普及啓発に係る費用を補助する

**③ネットワーク体制の構築　　（補助基準額： 1自治体あたり 200千円）**
ピアサポート実施機関や医療機関との連携など、遺族支援のためのネットワーク体制構築に係る費用を補助する